山口県介護支援専門員協会 ケアプラン点検マニュアル

平成30年8月作成 令和 4年9月改定

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

(基本姿勢)

● ケアプラン点検は「支援」

そもそも「指導」とは法令など明確な根拠に基づき実施するものであることに対して、 「支援」とは、他者に配慮をもって働きかけることによりその人自らの力で課題を認識 し解決していく能力を醸成することです。

そのため、ケアプラン点検において必要とされることは、指導ではなく『支援』の姿勢です。

点検作業は双方向で

「支援」を行ううえでは先入観を持たず、ケアプラン作成者(以下 作成者)の思考プロセスを尊重する姿勢で取り組むことが大切です。また、一方的に指摘するのではなく、双方向のやりとりから相手の考えなどを引き出すことにより「気づき」を促すことに重点をおきます。

一緒にレベルアップ

点検者と作成者がともにケアプランを確認しあうという姿勢で取り組んでいくことが重要です。批判するのではなく、一緒にレベルアップを図る方法であることを認識します。

(手順)

①ケアプランの送付

作成者から提出されたケアプランを当協会で振り分け、点検者に送付します。

②事前点検・ケアプランチェックシート記入

送付されたケアプランと自己点検シートの内容について、ケアプランチェックシートを基に事前に点検を行います。課題や内容が不十分であると感じたり、疑問が生じた項目等に関して整理し、作成者への質問内容や助言内容等について考えます。 提供されたケアプランに直接、気付き等のメモを記入して構いません。

③作成者との面談(ヒアリング)

あらかじめ点検した内容について、作成者と面談を行いながら確認を行います。訪問による面談形式は新型コロナウイルス感染拡大対策として、*1Web 会議ツール使用によるオンライン面談形式のヒアリングに代えることが可能です。作成者の回答を聞きながら、ともに利用者への理解を深め、適切なプランとしていくためには何が必要かを一緒に考えていく姿勢で臨みます。

そのため、面談の最初に「ケアプラン点検を行うことの意義」についての説明を行い、 点検者自身も目的を再確認します。

4整理

後日、点検や面談を通して確認した内容を整理します。

作成者が専門職として成長していくために必要な知識、視点、職務姿勢などを改めて確認し、記載します。

⑤関係書類一式の返送

書類作成終了後、提出物の漏れがないよう『提出物チェックリスト』で確認し、ケアプランー式と関係書類の当協会への返送をもって、点検作業は終了となります。

(注意事項)

※ケアプラン点検を行う上での注意事項は以下の通りです。

- ケアプラン点検はあくまで作成者の気づきを促し、自立支援に資する標準的なケアプランの作成を支援するものです。
- 点検者自身の経験値や個人的価値観をもとにケアプランを修正させることのないよう留意します。
- ケアプラン点検並びに本事業(アドバイザー養成研修会含む)で知り得た個人情報(事例の情報、及び作成者の情報)等については、守秘義務を厳守してください。
- 点検者は、聞き取り調査における面談を行う際には、当協会が発行した修了認定証を必ず携帯し、作成者とその事業所に提示してください。
- 面談は必ず作成者の居宅介護支援事業所内(または併設施設面談室等)で実施してください。※新型コロナウイルス感染拡大対策によりオンライン面談も可能です。
- 聞き取り調査における面談日時等については、点検者と作成者双方で調整を行ってください。
- 面談を実施した日時等については、必ず別紙(出発地確認表)にて当協会へ報告してく ださい。
- その他不明な点や判断に迷う場合は、当協会までお問い合わせください。

(その他)

- この事業における謝金と交通費は当協会にて支給します。
- 事業所訪問などの面談時における昼食については各自で用意してください。
- この事業において、作成者やその属する居宅事業所からの不適切な利益供与等については一切の受け取りを認めません。
- 不正が確認された場合は直ちに点検を中止とし、点検者と作成者ならびに属する居宅支援事業所については、後日、当協会にて協議の上、必要な措置を講じます。

(最後に…)

自立支援に向けたケアプランの作成に向けて大切なことは、介護支援専門員がケアマネジメントの視点を正しく踏まえ、専門家として判断の根拠を示した上でケアプランを作成していることです。

このマニュアルも基本的な事柄を示したものにすぎませんが、ケアプランの出来不出来を精査するものではなく、根本的な趣旨を理解したうえで改めて「質の高いケアマネジメント」を目指すきっかけとなることを期待します。

みのりある事業となるよう、是非ともご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいた します。